

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	全教職員に対して「いじめ理解度チェックテスト」を実施した。	引き続き全教職員に対して「いじめ理解度チェック」を実施している。	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	令和5年度は定期的（5,7,9,11,1,3月の6回）に実施した。	引き続き定期的に開催している。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	計画通り3月に教職員を対象にした研修会を実施した。	引き続き実施した。	令和6年10月 (実施済)
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	4月の教職員会議において周知を行った。	引き続き教職員会議の場において周知する。	令和6年4月 (実施済)
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	4月の教職員会議において周知を行った。	引き続き教職員会議の場において周知する。	令和6年4月 (実施済)
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	4月の教職員会議において周知を行った。	いじめに限らず、学生の様子が気になる場合は、「学生支援室」への情報提供や学科内及び学年団での情報共有を呼びかけている。	令和6年4月 (実施済)
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	4月の教職員会議において周知している。調査については規程に定めている。	引き続き教職員会議の場において周知する。	令和6年4月 (実施済)
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	その都度ユーザー指定、パスワード設定のうえ、Teams及び学内ネットワーク内フォルダで共有している。	引き続き情報共有を行っている。	—
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	年度末の委員会において検証し、次年度計画に反映した。	年度中間及び年度末に点検を実施し、必要に応じ、次年度計画に反映する。	令和7年3月 (予定)
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	6,10,11,12月に計画通り実施した。	引き続き計画通り実施している。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラー（非常勤）を委員会の正式な構成員とし、教職員間の情報共有体制を強化している。	スクールカウンセラー（非常勤）を委員会の正式な構成員に追加している。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	年度初めオリエンテーションで全学年に向けて学生主事から説明するとともに、6月と11月の年2回理解度テストを実施している。	引き続き実施率上昇に努め、回答内容についても検証していく。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	年度初めオリエンテーションで全学年に向けて学生主事から説明するとともに、理解度テストの設問において実施している。	引き続き実施している。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	ピア・サポーター制度の構築に向けて、まずはスクールカウンセラーによる学生向けの研修を計画している。	引き続き学生向けの研修を実施した。	令和6年9月 (実施済)
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HP掲載のほか、オリエンテーション、学生便覧により周知した。	引き続き実施している。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	している。	引き続き実施している。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議と連携協力体制を築いている。	引き続き外部有識者が出席する「運営諮問会議」と連携協力体制を築いていく。	令和7年3月 (予定)
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	近隣警察と相互連絡ができる体制ができています。	本校と警察で締結している「学校警察連携制度」に関する協定書に基づき、引き続き警察との連携協力体制を築いていく。	—